

平成29年第1回葛城市議会定例会会議録（第4日目）

1. 開会及び閉会 平成29年3月24日 午前10時00分 開会
午後 1時51分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員14名

1番	山本英樹	2番	内野悦子
3番	川村優子	4番	西川朗
5番	増田順弘	6番	岡本吉司
7番	朝岡佐一郎	8番	西井覚
9番	藤井本浩	10番	吉村優子
11番	欠員	12番	赤井佐太郎
13番	下村正樹	14番	西川弥三郎
15番	白石栄一		

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦	副市長	松山善之
教育長	杉澤茂二	総合政策企画監	本田知之
まちづくり統括技監	松倉昌明	総務部長	安川誠
企画部長	米井英規	市民生活部長	巽重人
都市整備部長	土谷宏巖	都市整備部理事	木村喜哉
産業観光部長	池原博文	保健福祉部長	水原正義
保健福祉部理事	岡幸子	教育部長	吉村孝博
教育委員会理事	和田正彦	上下水道部理事	西口昌治
会計管理者	下村喜代博		

5. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	中井孝明	書記	吉田賢二
書記	新澤明子	書記	山岡晋

6. 会議録署名議員 6番 岡本吉司 10番 吉村優子

7. 議事日程

日程第1 議第5号 相互救済事業の委託について

- 日程第2 議第6号 葛城市個人情報保護条例等の一部を改正することについて
- 日程第3 議第7号 葛城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第4 議第8号 葛城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第5 議第9号 葛城市税条例の一部を改正することについて
- 日程第6 議第10号 葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第7 議第11号 葛城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第8 議第15号 平成28年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の議決について
- 日程第9 議第16号 平成28年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第3号）の議決について
- 日程第10 議第17号 平成28年度葛城市下水道事業特別会計補正予算（第2号）の議決について
- 日程第11 議第18号 平成28年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第12 議第14号 平成28年度葛城市一般会計補正予算（第6号）の議決について
- 日程第13 議第19号 平成29年度葛城市一般会計予算の議決について
- 日程第14 議第20号 平成29年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決について
- 日程第15 議第21号 平成29年度葛城市介護保険特別会計予算の議決について
- 日程第16 議第22号 平成29年度葛城市下水道事業特別会計予算の議決について
- 日程第17 議第23号 平成29年度葛城市学校給食特別会計予算の議決について
- 日程第18 議第24号 平成29年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計予算の議決について
- 日程第19 議第25号 平成29年度葛城市霊苑事業特別会計予算の議決について
- 日程第20 議第26号 平成29年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算の議決について
- 日程第21 議第27号 平成29年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決について
- 日程第22 議第28号 平成29年度葛城市水道事業会計予算の議決について
- 日程第23 発議第1号 精神障害者に公共交通機関の運賃割引制度の適用を求める意見書
- 日程第24 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査について

開 会 午前10時00分

西井議長 ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、これより平成29年第1回葛城市議会定例会第4日目の会議を行います。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきください。

これより本日の会議を開きます。

初めに、本定例会中に開催されました各常任委員会において、所管の調査事項について審査をされておりますので、その審査状況について、各委員長より報告をお願いいたします。

まず、総務建設常任委員長より報告願います。

7番、朝岡佐一郎君。

朝岡総務建設常任委員長 皆さん、おはようございます。ただいま議長のお許しを得ましたので、ご報告をいたします。去る3月3日の本会議におきまして総務建設常任委員会に付託をされました6議案及び本委員会所管の調査案件につきまして、3月9日午前9時30分より委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。そのうち、本委員会の所管事項の調査案件について、審査の概要をご報告いたします。

初めに、地域活性化事業「新道の駅建設事業」についてであります。

理事者からは11月にオープンした道の駅の西側の公園整備事業について、計画の概略図面をもとに、「現在、これらの整備区域については、臨時的駐車場としても利用可能な多目的広場、これをつなぐ階段や通路などの整備、外周道路と照明の設置、散水管理用の水道整備など、1億4,000万円を補正させていただいた事業費の中での設計の精査、それに基づく積算作業などを行っており、早期に発注が行われるよう準備を進めているところである。」という説明がありました。

委員からは、「整備区域の高低差はどれくらいあるのか、また、法面と平面との整備方針の基本的な考え方は。」という問いがあり、「地域振興棟から計画している西側の最上部までは約12メートル程度の高低差がある。その間に、臨時駐車場にも利用可能な多目的広場を配置する計画となっている。全体的には現況の敷地沿いの道路と同程度の勾配になる予定である。また、設計に当たっては、基本的なコンセプトは将来的にいろいろな利用に対応できるよう、できるだけシンプルで維持管理経費のかからないやり方を模索している。法面については、クローバーの吹きつけやツツジなど、彩りのある低木などを植え、平面については臨時駐車場として使うほか、野外イベントなどのスペースとしての活用を考えている。また、現在、仮設の駐車場として使っている広場部分については、道の駅に来られる方や市民の皆様がお弁当などを広げてピクニックなどをできるような広場にしたいと考えている。

いずれにしても、市民の皆さんが有意義な形で活用できるよう考えている。」という答弁がありました。

次に、尺土駅前周辺整備事業に関する事項についてであります。

理事者から事業の進捗状況として、「現在、工事区間の東の端で病院があった箇所を取り壊しが完了し、もう1件残っている家屋についても撤去の準備を進めていただいております。平成29年度には、駅前から東側部分については工事が進められる状況になると考えている。広

場部分及び西側に残る3地権者に対しては、引き続き交渉を進めて、用地取得ができるよう努めてまいりたい。」という説明がありました。委員からは「計画変更も視野に入れて、何が原因で用地交渉が行き詰まっているのか、そして、分析をしているのか。」という問いがあり、「合併特例債事業として平成31年3月末までに事業を完結するには、平成29年度中、ある一定の決断を下す時期が目の前に来ているという認識を持っている。何が原因になっているか、しっかり分析し、必ず尺土駅前事業は完結をしたい。」という答弁がありました。

続いて、行財政改革に関する事項についてであります。理事者からは、現在のところ、報告すべき事項はないということでした。

最後に、公共バスの運行についてであります。

理事者からは現在の状況として、平成28年2月15日の再編以降、平成29年1月31日までの公共バスの1人当たりの利用状況、1日当たりの利用状況、曜日別の利用状況、「道の駅かつらぎ」バス停への利用状況について説明がありました。

また、「利用者の市民の方々から、お出かけの際、持っていける時刻表が欲しい、バスの乗車方法がわからない、バス停周辺にどんなお店があるかわからない、家の近くにバス停があるのか教えてほしいなど、意見やご要望があり、見やすく持ち運びも可能な個人専用のマイ時刻表の発行、また、乗車方法やバス停の位置、バス停付近の医療機関やスーパー等を紹介した葛城市コミュニティバスご利用案内冊子を作成し、全戸配布をしました。

また今後、利用促進については、再編1周年を記念して、バス停周辺の飲食店や衣料品店等の協力により、コミュニティバスを使って来店をされた方に対して、運賃支払済証を提示していただくことにより、割引やおまけとなるサービスが受けられるようなものを企画している。」という説明がありました。なお、これら4つの所管事項については、今後も引き続き調査を進めることになりました。

以上でございますが、このほかにも各委員から活発な質疑がなされ、数多くの意見が出されておりますことを申し添えまして、総務建設常任委員会の所管事項の調査報告といたします。

以上でございます。

西井議長 次に、厚生文教常任委員長より報告をお願いいたします。

3番、川村優子君。

川村厚生文教常任委員長 おはようございます。ただいま議長のお許しを得ましたので、ご報告をいたします。去る3月3日の本会議におきまして厚生文教常任委員会に付託されました7議案及び本委員会所管の調査案件につきまして、3月10日午前9時30分より委員会を開催し、慎重に審査いたしました。そのうち、本委員会の所管事項の調査案件であります、新クリーンセンター建設に係る諸事業について、審査の概要をご報告いたします。

理事者からは事業の進捗状況等についての報告がありました。まず、建設工事については、「全体の工事進捗率は99.9%であり、ほぼ工事が完了し、現在、性能試験の結果をまとめるとともに、関係機関の検査を随時受けている。進入道路の工事についても、計量棟より上の部分の舗装工事を残し、完了している。」という報告がありました。

続いて、新クリーンセンターにかかわる県に対する裁判の経過については、「本年2月28日、最高裁判所より、裁判官全員一致の意見で上告を棄却する判決があり、裁判が完結した。」という報告がありました。

なお、本調査事項については、委員会としては、今後も引き続き調査を進めることといたしました。

以上をもちまして、厚生文教常任委員会の所管事項の調査報告といたします。

西井議長 本定例会中に開催されました常任委員会における所管の調査事項についての審査報告は、以上であります。

これより日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1、議第5号から日程第5、議第9号の5議案を一括議題といたします。本5議案は総務建設常任委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

7番、朝岡佐一郎君。

朝岡総務建設常任委員長 それでは、ただいま上程をされております議第5号、議第6号、議第7号、議第8号及び議第9号の5議案につきまして、総務建設常任委員会の審査の概要及び結果をご報告いたします。

初めに、議第5号、相互救済事業の委託についてであります。若干の質疑はございましたが、討論もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第6号、葛城市個人情報保護条例等の一部を改正することについてであります。こちら、若干の質疑はございましたが、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第7号、葛城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することについて及び議第8号、葛城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについての2議案については、一括議題、一括質疑とし、討論、採決は1議案ごとに行いました。こちら、若干の質疑はございましたが、2議案ともに討論もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第9号、葛城市税条例の一部を改正することについてであります。

質疑では、「今回の条例改正に当たり、市にとって収入減という結果になると思われるが、影響額は試算をしているのか。」という問いに対し、「特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例については、新たに新設をされるもので影響額は把握できていない。また、住宅ローン控除制度の適用期限の延長の特例については、所得税との申告に関連があり、把握することが困難である。そして、軽自動車税の税率特例の期限延長に係る特例については、平成28年度に施行をしており、影響額は150万円程度と分析をしている。」という答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。本委員会からの報告は以上でございます。

西井議長 以上で総務建設常任委員長の報告は終わりました。
これより、委員長報告に対する質疑に入ります。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。
日程第1、議第5号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井議長 討論がないようですので、討論を終結いたします。
これより、議第5号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご
異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井議長 ご異議なしと認めます。よって、議第5号は原案のとおり可決されました。
日程第2、議第6号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井議長 討論がないようですので、討論を終結いたします。
これより、議第6号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご
異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井議長 ご異議なしと認めます。よって、議第6号は原案のとおり可決されました。
日程第3、議第7号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井議長 討論がないようですので、討論を終結します。
これより、議第7号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご
異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井議長 ご異議なしと認めます。よって、議第7号は原案のとおり可決されました。
日程第4、議第8号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井議長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第8号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井議長 ご異議なしと認めます。よって、議第8号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議第9号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井議長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第9号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井議長 ご異議なしと認めます。よって、議第9号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議第10号から日程第11、議第18号まで、以上6議案を一括議題といたします。本6議案は、厚生文教常任委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

3番、川村優子君。

川村厚生文教常任委員長 ただいま上程されております議第10号、議第11号、議第15号、議第16号、議第17号及び議第18号の6議案について、厚生文教常任委員会の審査の概要及び結果をご報告いたします。

初めに、議第10号、葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正することについてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第11号、葛城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正することについてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第15号、平成28年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の議決についてであります。

質疑では、「歳入において県特別調整交付金2,538万3,000円が増額となっている理由について。また、歳出においては、保険給付費の補正内容について伺いたい。」という問いに対し、「県特別調整交付金については、保険料の平準化を図るために実施されている保険財政共同安定化事業において、歳出での拠出金が歳入の交付金を超過する場合、超過額の1%を超える金額が県特別調整交付金として交付されることに伴い、今回、増額補正を行ったものである。

また、保険給付の一般被保険者高額療養費の増額理由については、平成28年度の決算見込みは2億9,980万円と推計した結果、前年に対して4.3%の伸びを見込んだためである。」という答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第16号、「平成28年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第3号）の議決について」であります。

質疑では、「居宅介護サービス費2,340万円が減額されている。一方、地域密着型介護サービス給付費2,220万円が増額され、施設介護サービス給付費についても1,310万円が増額されている。この内容について伺いたい。また、今回の補正予算と介護予防・日常生活支援総合事業との関連性はあるのか。」という問いに対し、「居宅介護サービス給付費について減額する主なものとして、通所介護において平成28年4月1日から利用定員が18人以下の小規模な通所事業、介護事業所は、地域密着型の通所介護へ移行されたことに伴い、居宅介護サービスにおける通所介護においては、対前年の同時期による比較では90人が減少し、対前年比では24%の減少となっている。

一方、地域密着型介護サービスにおける通所介護サービスについて平成28年12月までの利用実績は、月平均101人と当初予算より11.8%多く執行している状況にあり、今回増額の補正をお願いするものである。施設介護サービス費では、対前年の同時期による比較で、介護老人福祉施設が2.9%、介護療養型施設が3.9%の減少となっている。一方、介護老人保健施設が14.5%の増加となっており、施設介護のサービス全体では、対前年比では1.7%の増加を見込んでいることにより、増額補正をお願いするものである。

また、要支援1または要支援2の方を対象とした介護予防・日常生活支援総合事業については、平成29年4月から開始するので、今回の補正予算に対しての関連性はないと考えている。」という答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第17号、平成28年度葛城市下水道事業特別会計補正予算（第2号）の議決についてであります。

質疑では、「流域下水道維持管理費負担金290万円及び下水道使用料650万円の減額の理由について、また、今後の下水道使用料の傾向をどのように予測されているのか伺いたい。」という問いに対し、「流域下水道維持管理費負担金及び下水道使用料について、当初、大口事業所の特定排水量を32万4,000トンと見込んでいたが、企業の節水により、実績見込みでは27万5,000トン程度となり、4万9,000トン減するという予想に至り、減額となった。

また、今後の下水道使用料の傾向としては、大口事業所であるシャープにおいては2万トンから2万3,000トン前後、ダイードリンコにおいても20万トン程度で今後も推移していくものと考えている。

一般使用者については、新築住宅が堅調に増加し、人口もふえていることから、若干であるが伸びていくものと予想している。」という答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第18号、平成28年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第1号）の議決についてであります。

質疑では、「学校給食管理費の光熱水費300万円及び設備等保守点検委託料400万円が減額されている理由について、また、給食材料費300万円の増額理由について伺いたい。」という問いに対し、「光熱水費の減額について、電気代については平成28年9月からデマンド値が下がったことにより、180万円の減額となり、ガス料金についてはガスのコージェネレーションの発電機を使用していることから、効率的な時間運転が実施できたことにより、120万円の減額につながった。

設備等保守点検委託料の減額について、旧新庄給食センターの解体の際に、機械設備廃棄の委託料を予定していたが、解体と廃棄を一括で実施できたため140万円が不要となったことに加え、給食センターの設備機械15カ所が一括管理で入札できたことにより、260万円の減額となった。

原材料費の増額については、春から秋にかけて天候不順が続き、野菜全般が全国的に値段が高騰したことを受け、増額補正をお願いするものである。」という答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上であります。このほかにも各委員の皆さんから活発な質疑がなされ、数多くの意見が出されておりますことをつけ加えまして、厚生文教常任委員会の報告といたします。

西井議長 以上で厚生文教常任委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

西井議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第6、議第10号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

西井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第10号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

西井議長 ご異議なしと認めます。よって、議第10号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議第11号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

西井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第11号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井議長 ご異議なしと認めます。よって、議第11号は原案のとおり可決されました。日程第8、議第15号議案について討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。これより、議第15号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井議長 ご異議なしと認めます。よって、議第15号は原案のとおり可決されました。日程第9、議第16号議案について討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。これより、議第16号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井議長 ご異議なしと認めます。よって、議第16号は原案のとおり可決されました。日程第10、議第17号議案について討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井議長 討論がないようですので、討論を終結いたします。これより、議第17号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井議長 ご異議なしと認めます。よって、議第17号は原案のとおり可決されました。日程第11、議第18号議案について討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。これより、議第18号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご

異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井議長 ご異議なしと認めます。よって、議第18号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第12、議第14号議案を議題といたします。

本案は各常任委員会に分割付託されておりますので、審査の結果報告を各委員長より求めます。

まず、総務建設常任委員会の関係部分について、審査の結果報告を求めます。

7番、朝岡佐一郎君。

朝岡総務建設常任委員長 ただいま上程をいただきました議第14号、平成28年度葛城市一般会計補正予算(第6号)の議決につきまして、総務建設常任委員会の関係部分について審査の概要及び結果をご報告いたします。

質疑では、「農林商工費の『當麻の家』の駐車場用地購入費1,500万円が減額され、未執行となっている理由は。」という問いに対し、「道の駅ふたかみパーク『當麻の家』の駐車場が近年、観光客や登山者が増加し常時、満車の状態となっており、利用者にご不便をおかけしていることを踏まえて、自然環境整備事業の補助金を活用して、近畿自然歩道二上山観光駐車場整備事業として、新たに新在家の墓地の北側に観光駐車場を設置すべく、平成28年9月議会にて補正予算の議決をいただいた。

その後、市長選挙により阿古市長が就任され、この事業を執行するに当たっては、利用される方々の効率性、利便性を考え、再検討する必要があると考慮した結果、道の駅ふたかみパーク當麻の北側に場所を変更した方が費用対効果が高いと判断され、指定管理者からの要望もあり、急遽、計画を変更することにより、自然環境整備事業として事業の執行は不可能になることから、急遽、地方創生拠点整備事業の事業申請を行い、採択をされ、平成28年度繰越事業として、道の駅のブースの増築及び駐車場の拡幅工事を提案させていただいた次第である。そのために、歳入では自然環境整備事業の補助金720万円、また、歳出では設計委託料の600万円、用地購入費の1,500万円、土地の鑑定料70万円、合計2,170万円を減額した。」という答弁がありました。

また、委員からは、「9月の補正予算に用地購入費を予算計上するに当たっては、あらかじめ地権者に対して何らかの打診をしてあったのではないか。事業を変更することにより、今後において地権者とのトラブルは発生しないのか。」という問いに対し、「あくまでも予定の話を見せていただいているので、ご理解をいただけるものと思っている。」という答弁がありました。

次に、「防犯カメラシステム賃借料327万3,000円の減額の理由及び現在の設置状況と今後の計画は。」という問いに対し、「各小学校のPTA等から危険な場所、また、交通事故や犯罪発生が以前にあったところなどを聞き取り、リース契約で20台設置した。減額理由については、昨年10月から工事を開始し、3月分のみ支払いとなったため、残り327万3,000円分が不要となった。今後は、この事業は3カ年計画で50基を設置する予定で、平成29年度についても予算計上をしている。」という答弁がありました。討論はなく、採決の結果、本委員

会に付託をされました関係部分については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上でございますが、このほかにも各委員から活発な質疑をされ、多くの意見が出されておりますことをつけ加えまして、総務建設常任委員会の報告とさせていただきます。

以上です。

西井議長 以上で総務建設常任委員長の報告は終わりました。

次に、厚生文教常任委員会の関係部分について、審査の結果報告を求めます。

3番、川村優子君。

川村厚生文教常任委員長 ただいま上程されております議第14号、平成28年度葛城市一般会計補正予算（第6号）の議決につきまして、厚生文教常任委員会の関係部分について審査の概要及び結果をご報告いたします。

質疑では、「剪定枝等破碎堆肥化施設の設計委託料の453万6,000円の減額理由について、また、今後、どのような施設を検討しているのか伺いたい。」という問いに対し、「当該施設の設計委託料の予算額は3,240万円であったが、7社による指名競争入札により、2,786万4,000円で契約したため、契約差金が発生し、減額させていただいた。

この施設については、6,000平方メートルの敷地があり、建築面積については縦45メートル、横15メートル程度のもので、面積約670平方メートルの建物を計画している。設備機器の導入については、堆肥を促進し、においを封じ込めるコンポスト機械や脱臭装置等を検討している。また、年度末には視察研修を行い、地元とも協議を重ねながら、近隣に迷惑をかけないような施設を考えている。」という答弁がありました。

次に、「小学校費の工事請負費の3億4,776万円の工事内容と今後の計画について伺いたい。」という問いに対し、「各小学校に空調設備の導入を予定している。内訳については、新庄小学校34室、忍海小学校18室、新庄北小学校18室、磐城小学校35室、當麻小学校20室である。

エネルギーコストについては、昨年、中学校に導入した空調はランニングコストが安いという理由でガスを導入したが、現在、電気の自由化が開始されたことから、適正な競争原理が働くようなガスまたは電気と比較検討をしている。今後については、4月より計画設計、実施設計等、エネルギーコストの比較検討を模索しながら、業者選定、契約を実施し、夏休み期間に工事ができるよう計画している。」という答弁がありました。

この答弁を受け、さらに委員からは、「小学校空調設備導入の積算について、どのように算出されたのか、また、7,456万7,000円の学校施設環境改善交付金事業補助金について伺いたい。」という問いに対し、「小学校空調設備導入に当たっては、近隣の自治体の状況等を調査するとともに、昨年、導入した中学校実績を考慮して、1教室当たり約280万円で積算した。

また、学校施設環境改善交付金事業補助金については、配分基礎の配分基礎面積掛ける平米単価である2万1,600円の掛ける補助率3分の1掛ける大臣加算の補正係数1.21プラス調整額という規定により算出される。この計算式に基づき、新庄小学校は2,007万1,000円、忍

海小学校は1,009万7,000円、新庄北小学校は1,078万1,000円、磐城小学校は2,015万9,000円、當麻小学校は1,272万1,000円、合計7,382万9,000円となる。さらに、事務費として交付対象経費の1%の73万8,000円が追加され、7,456万7,000円となる。」という答弁がありました。

賛成と反対の討論があり、採決の結果、本委員会に付託された関係部分については、賛成多数で原案のとおり可決するものと決定いたしました。

以上であります。このほかにも各委員から活発な質疑がなされ、数多くの意見が出されており、これを付け加えまして、厚生文教常任委員会の報告といたします。

西井議長 以上で厚生文教常任委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

1番、山本英樹君。

山本議員 議第14号、平成28年度葛城市一般会計補正予算(第6号)について、反対の立場から討論をさせていただきます。

今回、補正予算に計上されている全ての内容については、反対はございません。しかし、予定すべき磐城小学校附属幼稚園の全面建替え工事がこの補正予算に計上されていません。磐城小学校附属幼稚園の全面建替え工事は、平成27年12月一般会計補正予算にて設計料が予算計上され、既に執行されている事業でございます。予定では、平成29年、平成30年度で全ての工事が完了し、平成30年度中には耐震基準がクリアされた新しい園舎にて、児童の安心・安全が確保された不安なく保育を受けることができるはずでした。市長の公約の市民第一のまちづくり、私も市民第一の葛城市をつくるべきだと思っております。私は、市民第一のまちづくり、何よりも優先すべきは市民の安心・安全であると思っております。

この磐城小学校附属幼稚園の建替え工事先送りは、児童は常に大変危険な状況での保育環境となり、安心・安全が確保できる時期も更に先送りになります。私は、磐城小学校附属幼稚園の全面建替え工事先送りには納得ができません。市長が児童の安心・安全を考えているなら、すぐにでも仮園舎や耐震基準のクリアできている教室での保育の実施を行っていただきたい。南海トラフ地震は、近い将来必ず起こります。私は1日でも早く、この問題を解決していただくことを強く願い、私の反対討論とさせていただきます。

西井議長 ほかに討論はありませんか。

10番、吉村優子君。

吉村議員 議第14号、平成28年度葛城市一般会計補正予算(第6号)について賛成の立場で討論をさせていただきます。

今回、提案されました補正予算には、再度、地方創生拠点事業により、整備を行うことになった道の駅ふたかみパーク當麻の駐車場の整備事業、入札の見直しのため未執行とした防

災行政無線整備事業や規模を縮小された事業等々、阿古市長が就任され、公約で掲げられた事業の見直しや精査、このことが反映された補正予算となっています。そのほかにも、市民や子どもたちに直接影響を与える臨時福祉給付金事業や小学校の空調機器設置事業などの重要な予算が盛り込まれています。

また、磐城幼稚園建替え工事につきましては、工事中の2年間、運動場の使用ができない等、園児たちの環境や動線の見直し、また、児童館を含めた全体を見据えた設計変更のため、今回、予算化を見送り、市長は今後の財政シミュレーション計画に基づき、最優先に取り組むと答弁をされています。限られた財源の中で、将来の葛城市の財政状況を見据えた市長の苦渋の選択であったことと察します。

今後におきましては、厳しい財政状況ではありますが、市長の公約でもあります、みんなの力で住みよい葛城市の実現に向け、取り組んでいただきますことをお願いしまして、私の賛成討論とさせていただきます。

西井議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井議長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第14号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告はいずれも可決であります。本案は、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

西井議長 起立多数であります。よって、議第14号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時45分

再 開 午前11時00分

西井議長 休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

次に、日程第13、議第19号から日程第22、議第28号まで、以上10議案を一括議題といたします。本10議案は、予算特別委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

7番、朝岡佐一郎君。

朝岡予算特別委員長 去る3月3日の本会議におきまして、予算特別委員会に付託をされました平成29年度当初予算10議案につきまして、3月13日から16日までの4日間、委員会を開催し、慎重に審査をいたしておりますので、その概要と結果についてご報告をいたします。

まず、議第19号、平成29年度葛城市一般会計予算の議決についてであります。

歳出の議会費では、「議場と委員会室の老朽化した音響設備の更新と映像システムの新設に係る経費が計上されているが、音響と映像設備を同時に改修することで、どのような特徴があるのか、また、改修の実施時期については、どのように想定しているのか。」という問いに対し、「特徴として議場においては、マイクとカメラが連動したシステムを構築することにより、発言者がマイクを使用する際に、カメラが自動的に動いて切りかえ等を行い、発

言者を撮影することが可能になる。

改修の実施時期については、6月の定例会の終了後に改修工事を着手し、9月の定例会からは新システムで供用してまいりたいと考えている。改修費用については、平成29年度はリース契約を行う設備機器について、月額77万円の賃借料を7カ月分計上し、また、インターネットにより、映像配信費用についても、月額8万2,800円の使用料を7カ月分計上している。」という答弁がありました。

次に、総務費では、「財産管理費の中で、防犯カメラシステム賃借料として68万4,000円が計上されているが、その内容は。」という問いに対し、「新庄、當麻両庁舎内に防犯カメラを設置するための費用でカメラやモニター等の機器を初め、システム一式のリース費用を予算計上している。設置については、トラブル防止や犯罪の発生に対する抑止、また、市役所を利用される方の安全・安心の確保の観点から、市役所の出入り口や建物内の通路など、両庁舎あわせて10台程度設置する予定である。」という答弁がありました。また、「同じく、財産管理費の中で自動車任意保険料として282万2,000円が計上されているが、前年度より30万7,000円減額となっている理由は。」という問いに対し、「平成28年度当初予算と比較して、平成29年度は公用車の自動車損害共済保険加入台数については7台減の89台、また、民間の保険会社に加入している台数については5台減の26台となっており、公用車の保有台数が減少をしています。この主な要因については、新クリーンセンターの稼働によってし尿収集を民間委託することに伴い、バキュームカー6台が削減されたため、この6台については自動車損害共済で車両保険に、また、民間会社で対人・対物賠償保険にそれぞれ加入しており、その分の保険料が削減されたこと等により、自動車任意保険料が30万7,000円減額となった。」という答弁がありました。

次に、民生費では「敬老会記念品の予算金額が前年度に対し、半額程度に減額されているが、その理由は。」という問いに対し、「平成29年度敬老事業については、試行的に今までの仕様を大幅に変更して行いたいと思っている。まず、昨年までは、敬老会記念品は郵送にて配付をしていたが、ことしは手渡しにより行いたいと考えている。そうすることにより、皆様方に真心を配るとともに、声をお聞かせ願いたいと思っている。手法を変えることにより、配付に必要な4名分の臨時雇用賃金や車のリース料など、新たな経費が必要となり、それらの経費を捻出するには、記念品の単価を約半分程度にすることになるが、お金でははかれないそれ以上の効果を期待している。

また、敬老会当日の会場周辺誘導についても、職員に休日勤務手当を支給するより、交通誘導警備委託料として警備会社に委託する方が経済的に安価になる。この考えは、敬老会だけでなく全てのイベントに該当すると思われるので、このことについても、試行的に行ってみたいと考えている。」という答弁がありました。

また、「平成29年度学童保育所の受け入れ予定人数及び指導員数について伺いたい。」という問いに対し、「平成29年度の学童保育の登録予定人数は、新庄学童保育所227人、新庄北学童保育所96人、忍海学童保育所96人、磐城児童館学童保育所168人、當麻児童館学童保育所103人であり、合計690人である。学童保育所指導員の人数は、5カ所の学童保育所の合計で

正職員が1名、嘱託職員6名、アルバイト指導員22名、アルバイト補助員9名である。

また、シルバー人材センターにより世代間交流を目的として、各学童保育所に週に2回派遣契約をしている。」という答弁がありました。この答弁を受け、さらに委員から、「平成28年度より指導員数が増加している理由について、また、学童保育所の今後の見通しについて伺いたい。」という問いに対し、「利用人数が定員を超える新庄学童保育所、新庄北学童保育所については、平成28年度より小学校の空き教室を借り、2カ所に分かれて学童保育を実施しているため、指導員数の増加につながっている。

また、今後の見通しについては、現在、小学校6年生までの児童を預かっており、幅広い年齢層を預かる中で、制度としての課題を整理しなければならない。それに加え、学童保育料が安いと、学童保育所を安定的に継続させるためにも改革は必要であり、保育料についても、今後、検討してまいりたい。」という答弁がありました。

次に、衛生費では、「健康づくり推進事業委託料が前年度に対して増額されている主な理由は。」という問いに対し、「増額の主な理由として、新たにピロリ菌検査を実施するに当たり、健康診査委託料として、ピロリ菌検査代73万円を予算に計上したためである。胃がん予防に最も有効な効果があると言われているピロリ菌検査を実施するに当たっては、県下においても1市3町しか実施事例がなく、葛城市においては医師会と相談させていただいた結果、集団検診で実施することになった。」という答弁がありました。

次に、農林商工費では、「観光費の中で、観光ボランティアガイドの会の補助金として77万円が計上されているが、前年度より67万円増額になっている理由は。」という問いに対し、「『道の駅かつらぎ』のインフォメーションコーナーでは、現在、無人で観光パンフレット等の配架や観光情報の掲示板を設置しているが、更にそれを活用するため、平成29年度より観光ボランティアガイドの会の方をお願いをし、土日祝日の間、観光客に対する観光PRやアドバイス等を行っていただく窓口を設置したいと考えている。ボランティアとはいえ、かなりの業務負担をお願いすることになり、保険加入等も必要になるため、補助金を増額させていただいた。また、今後は、それらの観光案内等を通して観光客のニーズを把握するとともに、葛城市全体を考えた観光のあり方を模索しながら、葛城市だけではなく奈良県全体の観光振興に寄与していきたいと考えている。」という答弁がありました。

また、「農業振興費の中で、新規就農者確保事業補助金として300万円が計上されているが、その内容は。」という問いに対し、「就農初期段階の青年就農者に対して、経営開始型の給付金を支給することにより、就農意欲の喚起と就農の定着を図ることを目的としており、給付額は年間150万円が最長5年間給付する事業である。前年度においては、3名分の450万円を計上していたが、現在、1名の方に給付をさせていただいており、ほかにも給付希望についての問い合わせはいただいているが、実績を踏まえ、平成29年度は2名分の300万円を計上している。」という答弁がありました。

さらに委員からは、この答弁を受け、「本補助金の給付要件について伺いたい。」という問いがあり、「給付対象者については、45歳未満で前年の所得が250万円を超えないこと。また、県の新規就農認定を受けており、市が作成する「人・農地プラン」に地域の中心となる経営

体として位置づけられていること。農地や主要の機械、施設を給付対象者が所有、または借りていること。生産物等を給付対象者の名義で出荷、取引していること等の条件がある。」という答弁がありました。

次に、土木費では、「吸収源対策公園緑地事業について、平成28年度までの事業計画があったと思うが、平成29年度予算で本事業に係る測量設計委託料596万円と工事請負費1,741万円が計上されている理由は。」という問いに対し、「測量設計委託料については、平成27年度から工事を開始した寺口・太田地区の公園整備について、工事車両が通行している林道に隣接した土地の所有者との間で協議をさせていただいた結果、工事完了後に現地確認を行い、境界の確認手続を行うことになっているため、それに基づく作業を行う費用である。

また、工事車両が通行したことに伴う道路の破損箇所の原状復旧を行う費用として771万円を工事請負費として計上しており、工事請負費の残りについては、同じく寺口・太田地区の公園整備に係る給水工事費270万円と公園斜面部分の維持工事の700万円を計上している。」という答弁がありました。この答弁を受け、さらに委員からは、「公園整備を今後も推進していくため、本事業の活用も考えられるが、どのように考えているのか。」という問いに対し、「本事業計画については、平成28年度で完了するが、平成29年度に事業計画の変更を予定しており、今後、新たに公園整備の要望があれば、5年間の事業延伸期間内で対応が可能であることを県の方に確認している。」という答弁がありました。

次に、消防費では、「消火栓新設等工事委託料390万円及び消化施設整備事業補助金120万円について、それぞれの内容は。」という問いに対し、「消火栓新設工事委託料については寺口、脇田、新村、當麻の4カ大字が計画をしており、360万円計上している。また、既存の消火栓については、道路の陥没等でふたがあかない、ふた回りに亀裂が入っているなどの箇所もあるので、その工事委託費用の30万円、合計390万円を計上しています。消防施設整備事業補助金については、基本的には各大字より申請のあった消火栓器具の収納箱や消火栓ボックス、筒先、スタンドパイプ、消火栓機器の購入に対して、市から3分の1の補助を出している。」という答弁がありました。この答弁を受け、さらに委員からは、「初期消火において大きな効果のある防火水槽の設置の要望はないのか。」という問いがあり、「平成29年度においては要望がなく、最近では平成27年度において、大字木戸、兵家に設置をさせていただいている。防火水槽の設置に当たっては、大字の方でも用地を確保していただいた段階で要望していただき、消防署とも協議をしながら決定するというスタンスをとっている。」という答弁がありました。

次に、教育費では、「教育総務費の臨時雇用賃金168万8,000円は、放課後学習チューターのアルバイト賃金であると思うが、前年度に比べて減額されている理由は。」という問いに対し、「放課後学習チューター制度とは、放課後、教育実習に来ている大学生や中学校卒業後も先生方と交流のある大学生などがチューターとなって、中学生との比較的年齢の近い身近な先輩として学習指導や個人的悩みなど、さまざまな相談にも気軽に応じていただいている制度である。

以前は、年間35週で実施していたが、平成28年度において、中間テストや期末テストの前

に集中して実施する方が生徒たちの学習に意欲があると考え、テスト前1週間前に集中して実施をした。平成28年度の実績については、新庄中学校では18回実施し、生徒数は1日当たり約28人、白鳳中学校では23回実施し、生徒数は1日当たり約32人であった。

平成29年度の予算については、年々、チューター確保が難しくなっている現状から、年間25週に減らして昨年度と同様、中身を充実させる方法で行いたい。」という答弁がありました。この答弁を受け、さらに、委員からは、「チューター確保は難しいと思うが、1日どれぐらいの報酬が支払われているのか。」という問いに対し、「1時間当たり1,050円で1回2時間、交通費は520円なので1日最高でも2,620円となり、ほぼボランティアで来ていただいている状態である。」という答弁がありました。

また、「今年度、新規事業で国民文化祭実行委員会補助金1,050万円が計上され、歳入においても県から629万円が補助されているが、この事業の具体的な日程や取り組みの内容は。」という問いに対し、「国民文化祭は国民の文化運動の振興を目的に、毎年、各都道府県が持ち回りで開催しており、平成29年度は奈良県が開催地となっている。開催期間については、平成29年9月1日から11月30日で、あわせて全国障害者芸術・文化祭と一体的に開催し、開催期間中は県内全ての市町村が市町村連携事業として、さまざまな文化イベントなど、開催される予定である。葛城市においては、この市町村連携事業として、これまで2年間開催した『アートフェア事業』と、新たに『相撲甚句の集い事業』を行う予定であり、この2つの関係者の方々から、葛城市国民文化祭実行委員会を組織していただき、実行委員会主導で事業を行っていく予定である。

事業費については、『アートフェア事業』800万円、『相撲甚句集い事業』250万円、あわせて合計1,050万円を予算計上しており、補助対象経費の3分の2が県から補助をされる。」という答弁がありました。

次に、歳入では、「個人住民税及び法人市民税について、前年度と比較して増額している理由を伺いたい。」という問いに対し、「個人住民税については、平成29年度より適用されている税制改正により、1,200万円以上の給与所得者の給与所得控除額の上限が230万円に引き下げられた影響が多少あるように思われるが、給与所得については、県の景気動向指数から0.9%の増を見込んでおり、年金等の雑所得についても0.84%の増を見込んでいる。これらの伸びを税額に換算すると、平成29年度においては対前年比1,770万円の増と見込んだところである。また、法人市民税については、税制改正の影響はないものの新規の大手スーパーや企業の出店があり、多少景気回復基調があると見込み、対前年比120万円の増となる予算を計上させていただいた。」という答弁がありました。この答弁を受け、さらに委員からは、「普通地方交付税において合併算定替による縮減とトップランナー方式の導入による影響額について、また、雑入で、計上されている総合型地域スポーツクラブ自立支援事業助成金及び総合型地域スポーツクラブマネージャー設置支援事業助成金は何の財源による助成なのか。」という問いに対し、「合併算定替の経過措置については、既に平成27年度から始まっており、3年目を迎える平成29年度においては、約1億4,100万円の縮減額を見込んでいるところである。また、トップランナー方式に伴う影響額については、基準財政需要額で約

1,000万円程度の減額の影響を見込んでいる。

次に、総合型地域スポーツクラブ関係の助成金については、日本スポーツ振興くじ助成金から9割相当の受け入れをするものである。この助成金については、「最大5年間という規定があり、その期間内に自主運営ができるよう努力をしてみたい。」という答弁がありました。

最後に、総括質疑でございます。総括質疑は、ございませんでした。討論もなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第20号、平成29年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決についてであります。質疑では、「一般管理費に計上されている電算システム改修委託料521万7,000円の内容は。」という問いに対し、「平成30年度から国保の県単位化に伴う国保情報集約システムとの情報連携のための改修と制度改正に伴う改修によるもので、全額、国の補助対象となっている。」という答弁がありました。

また、「特定健康診査等事業費に計上されている健康教室業務委託料202万円及び受診勧奨業務委託料175万円の内容は。」という問いに対し、「健康教室業務委託料については県の特別調整交付金100%の新たな事業で、従来、保健師が行っていた健康教室、食事療法、調理教室、運動教室など、各種生活習慣病の改善指導に知識やノウハウを持った専門の事業者による業務を委託するもので、4日間を4クール、年間16回の実施をする予定である。

業務の委託範囲については、対象者への案内通知から教室等の開催、実績報告までの一連の業務を委託するものである。受診勧奨業務委託料については、国庫特別調整交付金100%の新規事業で、未受診者の過去の受診データを分析把握し、事業者が持っている各種さまざまな情報を活用して受診率の向上を図る事業である。」という答弁がありました。

賛成と反対の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第21号、平成29年度葛城市介護保険特別会計予算の議決についてであります。

質疑では、「平成29年度は第6期介護保険事業計画において最終年度に当たるが、給付費の計画値に対する現在の実績を伺いたい。また、本年4月より介護予防・日常生活支援総合事業に移行することに当たっての変更点について伺いたい。」という問いに対し、「計画値については居宅介護サービス費では99.6%、居宅介護予防サービス費では64.1%の執行率である。居宅介護サービス費は、計画値に対して前後3%以内で推移をしているが、介護予防サービス費については計画値を大きく下回っており、その要因は、訪問介護と介護予防、通所介護等の報酬の減額に伴うものであると考えている。

また、介護予防・日常生活支援総合事業が開始をされることにより、地域支援事業費において介護予防の一次予防、二次予防の事業がなくなり、従来の要支援1及び2の認定者、また基本チェックリストで、生活機能低下の項目に該当する方を対象とした訪問介護と通所介護の利用は、介護予防・生活支援サービス事業に移行することとなる。新規対象者については、地域包括支援センターのケアマネージャーが、基本チェックリストにより聞き取り調査を実施し、介護認定を受けるか、総合事業を利用するかを判断し、その後は、従来と同様に

対応する。」という答弁がありました。

この答弁を受け、さらに委員からは、「現在、要支援1または2の認定者が受けてこられたサービスは、どのように変わるのか。」という問いに対し、「従来の要支援認定を受けている方については更新の際、介護認定継続か25項目の基本チェックリストで総合事業を利用するかを判断する。訪問介護、通所介護のみの利用については、総合事業対象者となるが、サービスの低下を招かないよう努めてまいりたい。」という答弁がありました。

賛成と反対の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第22号、平成29年度葛城市下水道事業特別会計予算の議決についてであります。

質疑では、「下水道事業の効果的な運営のため、更なる下水道の普及促進を図っていく必要がある。今後の取り組みについて伺いたい。」という問いに対し、「平成28年度においては、未接続の一般家庭などへの戸別訪問を実施し、その実施に当たっては、下水道課の職員だけでなく、水道課の職員や新規採用職員とともに訪問するなど、課を超えた協力体制のもと、普及促進活動を行った。平成29年度においても、引き続き、一般家庭を初め、各事業所や集合住宅等に対して戸別訪問を行うとともに、平成27年度から適用範囲を拡大して実施をしている水洗便所改造助成金等の活用等による水洗化の普及を促進してまいりたい。」という答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第23号、平成29年度葛城市学校給食特別会計予算の議決についてであります。

質疑では、「歳出の学校給食管理費の中で、給食材料費として1億9,414万5,000円が計上されている一方で、歳入では、学校給食負担金が1億8,284万7,000円となっているが、材料費については利用者負担が原則となる関係上、差額相当分についてどのように対応しているのか。」という問いに対し、「学校給食の原材料費については、給食費として保護者にご負担をいただくのが原則であるが、葛城市の給食費は県下12市の中で最低ランクの金額で据え置いているので、昨今の食材価格の高騰により対応するため、約1,200万円を一般会計から繰り入れることによって給食費の不足分を補っている。」という答弁がありました。

また、「学校給食における地産地消の取り組み状況は。」という問いに対し、「市内産の野菜の使用実績については、平成27年度が16.7%であるのに対し、平成28年度は現時点で約18%となっており、使用率はふえているが、昨今の野菜の生育不良等が原因となり、伸び率は低くなっていると考えます。米については、奈良県学校給食会から購入をしており、その中で、市内産の使用実績は平成27年度は8%となっており、まだまだ市内産の米のみを使うことができていない状況である。牛乳については、製品管理や年間の必要数量の面から見て、市内産だけでは賅うことは難しいので、幼稚園のみ市内の牛乳店から仕入れをさせていただき、小・中学校については、奈良県から一括して購入をしている。」という答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第24号、平成29年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計予算の議決についてで

あります。

質疑では、「貸付金回収管理組合配分金において、何名の債権を回収しているのかを伺いたい。」という問いに対し、「平成28年度は5名が対象となるが、順調債権として74万4,924円を1名より回収し、滞納債権については32万5,000円を3名から分納して回収している。しかし、1名については、行方不明のため、回収不能となっている。」という答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。次に、議第25号、平成29年度葛城市霊苑事業特別会計予算の議決についてであります。

質疑では、「墓地返還に伴う平成28年度償還金の見込みはどのようになっているのか、また、平成29年度に計上された329万4,000円の積算方法は。」という問いに対し、「平成28年度の実績見込みは、A区画で2件、B区画で7件、C区画で1件、合計の10件であり、当初予算よりC区画が1件少なかった。また、平成29年度の予算では、A区画の単価は27万円で2件分、B区画の単価は45万円で7件分、C区画の単価は90万円で2件分、いずれも未使用分として単価の6割分を返還するため、329万4,000円を計上している。」という答弁がありました。

また、「平成29年度新規の霊苑使用料の内訳は。」という問いに対し、「平成29年度霊苑使用料はB区画換算で20件、900万円を計上している。平成28年度の実績見込みは、A区画で1件、B区画で8件、C区画で0、合計9件の応募があった。」という答弁がありました。この答弁を受け、さらに、委員からは「応募件数が少ないが、毎年公募をするのか。」という問いに対し、「以前は2年に一度の公募をしていたが、市民の皆さんからの要望もあり、毎年公募をするようになった。年間10件程度の応募があるが、問い合わせもあることから、今のところ、毎年公募をしていくべきと考えている。」という答弁がありました。討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第26号、平成29年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算の議決についてであります。

若干の質疑がありましたが、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第27号、平成29年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決についてであります。

質疑では、「葛城市における後期高齢者医療保険の被保険者数及び給付費の推移、また、滞納者数、短期被保険者証及び被保険者資格証明書の発行状況は。」という問いに対し、「後期高齢者医療保険被保険者数は平成28年3月末現在で4,216名、平成29年2月末現在で4,376名である。給付費は、平成26年度において36億4,180万2,655円、平成27年度においては37億6,873万4,588円であった。また、滞納者数は、平成28年6月1日現在で52名、平成29年2月末現在も52名と、毎月督促状や年2回、催告状等を出しているが、本年度については、滞納者数は変わっていない。6カ月の短期被保険者証については、平成27年6月1日現在で18名であったが、平成29年2月末現在では12名と、6名減少した。また、現在、被保険者資格証

明書は発行していない。」という答弁がありました。

賛成と反対の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議第28号、平成29年度葛城市水道事業会計予算の議決についてであります。

質疑では、「平成29年度予算では、給水原価が120円12銭、供給単価が137円31銭、1トン当たりの利益が17円19銭となっている。これらについて、会計基準の改正により、給水原価の算定方法が変わったことによる影響があると思うが、実態はどうなっているのか。」という問いに対し、「地方公営企業会計制度の見直しにより、給水原価の算定に当たっては、現金収入が伴わない長期前受金戻入金という新しい勘定科目が追加されることにより、会計上は1トン当たり17円19銭の利益が出ているという計算になっているが、実際の現金収支については、従来とさほど変わらない状況である。」という答弁がありました。

この答弁を受け、さらに委員からは、「この現状を踏まえて、今後、持続可能な水道事業の経営について、どのように考えているのか。」という問いに対し、「近年の傾向を鑑みると、今後、給水収益の伸びを望むのは難しい状況であると捉え、歳出面では、縮減について、更に取り組んでいかなければならないと考えている。これまでもマッピングシステムや企業会計システムの統合を行うことで、経費削減を図ってきたところであるが、現在、県が主導となって水道事業の広域化、共同化等について方策を模索している状況であるので、県が提案する広域化、共同化等にメリットがあるか検討しながら、積極的に今後も経費削減を図ってまいりたい。」という答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上でございますが、延べ22時間の審査で、そのほかにも各委員から活発な質疑がなされ、数多くの意見、要望が出されたことを申し添えまして、特別委員会の報告とさせていただきます。ありがとうございました。

西井議長 以上で、予算特別委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

西井議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第13、議第19号議案について討論に入ります。

討論はありますか。

(「なし」の声あり)

西井議長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第19号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井議長 ご異議なしと認めます。よって、議第19号は原案のとおり可決されました。

日程第14、議第20号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

15番、白石栄一君。

白石議員 議第20号の平成29年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決について、反対の立場から討論を行います。

サービスは高く、負担は低くの約束にもかかわらず、合併2年目の平成18年度に平均で17.6%、2億5,500万円の大幅な保険税の引き上げが実施されました。大幅な引き上げは、中小商工業者や農業者等の経営を圧迫し、年金生活者や所得の低い勤労者世帯などの生活を脅かし、滞納世帯をふやし、安心して病院にかかれぬ状況を広げています。国保は加入者の多くが無職者や所得の低い人が占める保険になってきています。平成27年9月時点の葛城市の国保加入世帯5,767世帯の所得調べでは、所得ゼロの世帯が1,765世帯で30.6%、所得50万円未満の世帯が690世帯で12.0%、所得100万円未満の世帯が756世帯で13.1%となっています。所得100万円以下の世帯が実に3,211世帯で、加入世帯の55.7%を占めているのであります。

ところが、こんなに所得が低い世帯が多いにもかかわらず、国保税は収入が少なくても、ゼロでも均等割や平等割、資産割が課税されます。さらに所得割も基礎控除だけという旧ただし書き方式で課税され、個人市民税や固定資産税など、他の税金に比べて過重な負担となる仕組みになっているのであります。

国保税の平成27年度の前年度分の収納率は93.92%と、個人市民税の収納率98.87%を5ポイント近くも下回っています。滞納者数は927世帯で、加入世帯数の17%に上っています。支払能力を超える国保税に払いたくても払えない市民、被保険者が増加しています。均等割を2割、5割、7割軽減する法定減免を受けている世帯は3,168世帯、加入世帯の58%を占め、そのうち7割軽減の世帯は1,611世帯、30%と一番多い状況であります。

平成28年6月1日現在の被保険者証の発行状況では、国保税が払えなくて3カ月の短期保険証が発行されている世帯数は48世帯となっています。さらに、市役所で保管されている保険証が109世帯あります。その内訳は、納付相談中が69件、居所不明等が40件であります。重い負担に耐えられず、滞納を余儀なくされている加入者に対する安易な短期保険証の発行をやめ、正規の保険証を発行すべきであります。また、保管されている保険証は加入者に早急に届ける手だてをとるべきであります。この間、所得の低い世帯に対する所得基準額の引き下げや単身世帯への適用の拡大など、均等割や平等割を軽減する法定減免制度の改定により、軽減措置が拡充されてまいりました。

一方で、預貯金や給与等の差し押さえや換価による滞納処分等の強化により、増収を図るとともに、合併後の平成17年度から毎年、不納欠損処分を行い、この10年間で2億3,825万円の不納欠損処分を実施するなど、3億5,500万円を超えていた滞納繰越額を2億5,293万円にまで減らしてまいりました。

しかし、現年度分の収納率が低迷をする中で、毎年4,500万円程度の収入未済額が新たにふえてまいりますので、根本的な解決にはなっておりません。法定減免制度や申請減免制度

の拡充を図り、払える国保税に改善をして、滞納をもとから抑えることが重要であります。とりわけ収入ゼロや低所得の世帯に対して、市が定める申請減免制度の見直しが急務です。

葛城市国民健康保険税条例第23条は、市長は各号のいずれかに該当する者のうち、必要があると認められる者に対し、国民健康保険税を減額し、または免除することができる旨を減免規定を定めています。さらに、第23条の第2号において、当該年度中の所得が皆無となった者、また、これに準ずると認められる者、また、第3号では、前2号に掲げる他の者のほか、特別の事情がある者を減免の対象とすることを規定しています。肝心なことはこの減免規定の適用基準となる葛城市国民健康保険税減免取扱基準を見直し、これに準ずる者と認める者や特別の事情ある者の内容をはっきりと規定し、減免の適用の範囲や割合等を明確にすることです。

減免の範囲を定めた取扱基準第2条第3号では、当該年において所得が皆無となったため、生活が著しく困難になった者又はこれに準ずると認める者と規定しています。ところが、具体的な減免の対象や割合を定めた第3条では、これに準ずると認められる者については、同条第3号の減免する必要があると認められる者及び軽減又は免除の割合を規定する項目が空欄となっていて、その対象や割合が規定されていないのであります。さらに、第5号の、前2号に掲げる者のほかに特別の事情ある者の適用範囲は、納税義務者が刑務所等、その他これに準ずる施設に収容されている者について、全額免除するとの規定があるだけであります。取扱基準の減免の割合第3条第3号をみなし、減免の範囲第2条第3号に明記されている、これに準ずると認められる者については、例えば、前年度より所得が50%以上減少した場合、あるいは生保基準の1.3倍とするなど、具体的な適用範囲を規定することです。また、第3条第5号の減免の割合の、その他特別の事情ある者についても、児童扶養手当支給世帯や心身障がい者世帯等を対象とするなど、適用範囲を明確にして、申請減免制度の拡充を図るべきであります。

国保は市町村の自治事務であり、保険者の裁量で実施できることでもあります。葛城市の平成26年度の被保険者1人当たりの医療費は31万5,668円、県下で34位となっています。平成19年度から平成21年度の3年間は県下で一番低い39位でありました。被保険者市民の皆さんの健康や予防、医療に対する高い関心や協力、健康推進委員さんを初めとした保健予防活動の取り組み、開業医の先生方のホームドクターとしての尽力と合併時のサービスは高く、負担は低く、約束が基本的に守られ、平成29年度予算においても、一般会計から2億406万円の法定外繰入によって、国保財政が何とか支えられております。

市町村国保は、市民、保険者の努力にもかかわらず、厳しい財政運営が常態化し、何度も国保税の引き上げを余儀なくされてまいりました。その原因は、昭和59年に国保事業に対し、国の定率の国庫負担を総医療費の45%から医療給付費の50%に改定され、総医療費に占める国庫負担は38.5%に削減されたことによって、国保の総収入に占める国庫負担金は、1980年代には50%程度だったものが、平成19年度には25%となりました。その削減分を保険税負担として国民、市民に転嫁をしてきたことが重大な原因なのであります。

国民健康保険は、平成30年度から保険者は都道府県と市町村となり、共同運営する国保の

広域化、都道府県単一化がされることとなります。県は財政運営を担い、市町村が納める納付金を設定します。市町村は保険料の賦課徴収や保険証の交付などを行います。100%納付しなければならない納付金はどのように決められるのか。サービスは高く、負担は低くの場合の合併時の約束を守り、保険税が高くなならないよう実施している一般会計からの繰入れや健康寿命の延伸などの健康増進事業など、市町村独自の努力はどう評価されるのか。高くても払えない保険料を抑えることができるのでしょうか。はっきりしていることは、市町村の医療費の水準は考慮をされないこと、葛城市の保険料が大幅に値上げされることであります。これでは、葛城市の被保険者、市民と保険者にとってメリットはありません。高い保険料と厳しい取り立てにさらされ、安心して使える医療保険は、ますます遠のいてしまうのではありませんか。

社団法人国民健康保険中央会は、国保運営協議会委員のための国民健康保険必携の冊子において、国民健康保険は生活共同体としての地域住民の連帯感を基礎とした相互扶助制度で、地方の実態に応じた自治的な運営を期待して設立されたと説明をし、一部の意見のように、その経営主体を都道府県あるいは政府にすることも、大きな問題があるのです。それは地域連帯感を薄くし、経営責任を曖昧にする一面が出るもののほかに、現在の我が国の場合、医療機関の配置が不均衡であり、また、市町村間に大きな経済格差があるということを考えなければならないからです。これは受診の機会の不公平、そして、負担の不公平を招来することになるのですと、このように解説をしています。

今、実施されようとしている国保の広域化が地域の連帯感を薄め、経営責任を曖昧にし、受診機会の不公平、負担の不公平を招くことの本質を指摘しているものと思います。国保制度は、憲法や国民健康保険法に基づき、国の責任で国民に医療を保障する社会保障制度です。国保財政の困難を広域化に求めるのではなく、国にこそ削減されてきた国庫負担率をもとに戻し、責任を果たすことを強く求め、誰もが安心して医療にかかれる社会保障制度として再構築をすべきであります。

以上、討論を終わります。

西井議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井議長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第20号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

西井議長 起立多数であります。よって、議第20号は原案のとおり可決されました。

日程第15、議第21号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

15番、白石君。

白石議員 議第21号の平成29年度葛城市介護保険特別会計予算の議決について、反対の立場から討論

を行います。

平成29年度の介護保険特別会計の予算は、平成27年度から平成29年度までの3年間の第6期介護保険事業計画の最終年度の予算であります。第6期事業計画において、第1号被保険者の介護保険料の基準月額、持続可能な制度設計のために保険料を算出するとの方針に基づき、4,100円からプラス24.4%、900円も引き上げられ、5,000円となりました。保険料の負担増は円安による物価の上昇や消費税の増税、年金収入が減少していることで、高齢者の生活に大きな打撃を与えています。第1号被保険者9,774人のうち、年金収入が年額18万円、月額1万5,000円を超える被保険者の保険料は年金から天引きされています。それ以下の収入の被保険者は市が徴収する普通徴収とされています。普通徴収者は1,489人で、第1号被保険者の15.4%を占めています。この収入の少ない普通徴収保険料の収納率は、平成27年度決算で90.36%でした。平成24年度の収納率は91.8%、平成25年度が90.8%、平成26年度は90.4%と年々低下し、毎年500万円前後の収入未済額が出ています。平成20年度から6年間で合計4,358万円を不納欠損処分しましたが、滞納繰越額は1,816万円とふえています。低迷する収納率や滞納の状況を見れば、過重な負担になっていることは明らかであります。

高い保険料の原因は、介護に係る国庫負担の割合を50%から25%に引き下げたことにあります。しかも、この25%のうち、5%は後期高齢者の比率の高い市町村に重点的に配分する調整交付金です。全国市長会や町村会長会が繰り返し要望しているように、調整交付金は25%の別枠にして、国庫負担割合を30%に引き上げ、介護保険料を引き下げるべきであります。このままでは、際限なく保険料は引き上げられることとなります。増大する介護給付費に見合う介護保険料の支払いが困難になることは目に見えています。被保険者の介護保険料の支払いの困難による介護保険財政の破綻は必至であります。政府が掲げる持続可能な保険制度のスローガンとは全く逆の事態に陥ることは免れません。

連立政権を組む自民党、公明党は、消費税増税前には、介護保険の国庫負担割合を10%引き上げると主張していました。今こそ、介護保険制度の根本矛盾の解決のために、国庫負担割合を10%引き上げるべきであります。葛城市は、国の対応待ちではなく、早急な市独自の保険料や利用料の減免制度の整備を進めるべきであります。

第6期事業計画では、国の制度改定に合わせて、介護保険制度を後退させる重大な改悪が盛り込まれました。その1つは、特別養護老人ホームに入所できる人を原則要介護3以上に限られることとなったことでもあります。

制度改正前の特別養護老人ホームの待機者は、全国で52万人、葛城市では132人でありました。そのうち、待機者から外される要介護1、2の人は全国で17万8,000人、葛城市では59人です。この59人の方は、一部の例外を除いて特養入所の対象外とされ、待機者の枠からも除外されることになったのであります。公的保険で介護を受けられる人を限定することなど、とんでもない話であります。さらに、所得の低い人たちが介護施設に入所した場合に、食事や居住費の負担を軽減する補足給付を縮小されたことによって、9人の方が打ち切られています。

貧困な入居者や待機者が急増する中で、補足給付は充実こそ求められ、後退させること自

体、重大な制度の後退であります。さらに、所得160万円以上の被保険者利用者から2割の利用料の負担が導入され、123人の方が2割負担となりました。制度を後退させる改定をそのまま盛り込んだ第6期事業計画に基づき、編成された平成29年度予算は認めがたいものがあります。

その上に、平成26年6月に成立をした医療介護総合確保推進法によって、要支援1、2の訪問介護と通所介護を保険給付から外し、市町村が主体である地域支援事業、介護予防・日常生活支援総合事業が平成29年度から実施されます。多くの高齢者を介護サービスの対象から除外をし、ボランティアなどによる安上がりのサービスへ誘導するなど、要支援者の介護給付を後期高齢者の人口の伸び率である3%から4%に抑え込もうとしているのであります。新総合事業は、地方自治体をサービスの切り捨て、給付削減に駆り立て、介護難民問題を一層深刻化し、高齢者と家族の負担と不安を増すばかりであります。中止撤回をすべきであります。これまで、国が盛んに言ってきた家族介護から社会が支える制度、サービスが選択できる制度などの宣伝文句が全くの偽りであったことをみずから証明しています。65歳以上の高齢者人口は、過去最高の3,300万人となり、高齢化率は26%となっています。

これから団塊世代が急激にふえ、平成37年には高齢社会のピークを迎えます。この高齢社会の見通しから明らかになることは、公的介護保険の抑制ではなく、充実こそ必要です。家族介護に依存している現状を早急に改善することです。葛城市の責任で、特別養護老人ホーム等の増床、小規模多機能型居宅介護施設や定期巡回随時対応型訪問看護など、日常生活圏域においてサービス基盤を整備する葛城市整備計画を策定し、在宅・施設サービス基盤の整備が重要であるということでもあります。

以上、討論を終わります。

西井議長 ほかに討論はありませんか。

10番、吉村君。

吉村議員 議第21号、平成29年度葛城市介護保険特別会計予算につきまして、賛成の立場から討論をさせていただきます。

葛城市の人口は、緩やかな増加を見ているものの、高齢化率も増大し、高齢者の生活を支える地域包括ケアシステムの構築が急務となっております。新年度から全国的に介護予防・日常生活支援総合事業が本格的に始動し、本市の平成29年度予算においても、地域支援事業費の中に事業実施に向けた内容が盛り込まれています。支え合いによる地域包括システムの実現のため、これまで取り組んでこられました地域での介護予防活動への支援、予防教室などの介護予防事業や認知症ケア向上のための推進事業などの更なる充実に加え、在宅医療、介護連携事業及び生活支援体制整備事業を軌道に乗せるべく努力されていることに大いに期待するところであります。

いよいよ介護予防・日常生活支援総合事業がスタートするわけですが、ちまたで言われています要支援者の切り捨てではなく、効果的な予防介護と生活支援サービスが適切に運用され、介護給付から地域支援事業へのスムーズな移行がなされ、十分な成果を上げられますよう期待するとともに、その核となる地域包括支援センターの充実、強化を図っていただくこ

とを切に要望し、私の賛成討論とさせていただきます。

西井議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井議長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第21号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

西井議長 起立多数であります。よって、議第21号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後0時03分

再 開 午後1時30分

西井議長 休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

日程第16、議第22号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第22号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井議長 ご異議なしと認めます。よって、議第22号は原案のとおり可決されました。

日程第17、議第23号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第23号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井議長 ご異議なしと認めます。よって、議第23号は原案のとおり可決されました。

日程第18、議第24号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第24号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご

異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井議長 ご異議なしと認めます。よって、議第24号は原案のとおり可決されました。
日程第19、議第25号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより、議第25号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご
異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井議長 ご異議なしと認めます。よって、議第25号は原案のとおり可決されました。
日程第20、議第26号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井議長 討論がないようですので、討論を終結いたします。
これより、議第26号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご
異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井議長 ご異議なしと認めます。よって、議第26号は原案のとおり可決されました。
日程第21、議第27号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

15番、白石君。

白石議員 議第27号の平成29年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決について、反対の立場から討論を行います。

後期高齢者医療制度は平成20年4月から導入され、75歳以上の高齢者は、これまで加入していた国保や組合健保、政管健保などを脱退させられ、強制的に加入をさせられました。75歳以上の高齢者を切り離し、健康保険の対象から強制的に外すやり方は、年齢による命の差別そのものであり、憲法が保障する法もとの平等に反するものであります。

昨年、2年ごとの保険料の改定が実施され、平成28年度予算において、所得割が8.57%から0.35%引き上げられ8.92%に、均等割は4万4,700円から100円引き上げられ4万4,800円となりました。平均年間保険料は7万1,904円となり350円、0.49%負担増となりました。後期高齢者医療制度は、保険料が2年ごとに改定をされ、医療給付費の増加と後期高齢者の人口比率が増加するのに応じて保険料が引き上げられる仕組みになっています。

平成20年度の制度導入時の葛城市の平均年間保険料は6万3,396円でしたが、平成22年には6万4,209円、平成24年には6万9,961円と2年ごとに引き上げられ、平成28年の見直して

平均年間保険料は7万1,904円となり、導入から11.3%、8,508円も引き上げられてきてあります。厚労省は、8年後の平成37年には後期高齢者の人口比率が12.9%となり、平均年間保険料は9万5,976円になると試算をしています。消費税の増税や年金が連続して引き下げられ、厳しい生活を余儀なくされている高齢者の暮らしに際限のない負担を押しつける医療制度は認めがたいものであります。

平成27年度決算では、被保険者4,216人のうち、収入が月額1万5,000円未満の方々が対象となる普通徴収者は944人で、被保険者数の22.4%を占めています。この普通徴収者の保険料の滞納者は52人となり、普通徴収者の20人に1人以上の方が滞納を余儀なくされている状況です。6カ月以上の滞納者等に発行している6カ月短期保険証の発行は18人になっています。保険料を払えない高齢者がふえています。短期保険証の発行をやめるとともに、市は、保険者として収入のない人や少ない人の保険料を減免する独自の制度をつくるなど、安心して医療にかかれるよう支援すべきであります。後期高齢者医療制度は、保険料が払えず、1年以上滞納すると悪質滞納者とみなされ、保険証が取り上げられ、かわりに資格証明書が発行される仕組みが法定されています。

これまで、75歳以上の高齢者は老人保健制度の対象者として被爆者や結核患者等と並んで保険証の取り上げが法律で禁止されていました。これが老人保健制度の廃止によって、75歳以上の人からも保険証の取り上げを可能にしたのであります。このような制度では、無年金や低年金など、収入の少ない高齢者の命や健康を守ることはできません。資格証交付制度は直ちに廃止すべきであります。

後期高齢者医療制度の狙いは、医療費がかかる75歳以上の高齢者を一まとめにし、際限のない負担と差別医療を押しつけることで医療費を抑えることにあります。国の負担を削減するために、高齢者を差別する医療制度の執行を担い、高齢者に耐えがたい負担を強いる後期高齢者医療保険特別会計は認めがたいものであります。

以上であります。

西井議長 ほかに討論はありませんか。

5番、増田順弘君。

増田議員 議第27号、平成29年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算につきまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

後期高齢者医療制度は、少子高齢者社会の中で増大する高齢者の医療費を国民全体で支え、また、従来の老人保健制度が抱える問題点を解決するために創設をされました。本制度については、保険料軽減措置の拡充、口座振替納付の選択など、改善策が実施され、被保険者の方々に一定の理解を得て制度の定着化が図れつつあると認識をしております。

平成29年度の予算が3億8,300万円で、昨年度と比較して約7%増となっておりますが、歳入面でのその主な原因は、被保険者数の増加に伴う保険料が増額となり、また、保険料軽減措置の拡充に伴い、一般会計から補てんされる保険基盤安定繰入金が増額となっております。歳出面では収入の保険料等の増額に伴い、広域連合へ納付する後期高齢者医療広域連合納付金が増額となっております。

高齢者社会が進む今後において、この制度が高齢者の方々に安心して受け入れられる持続可能な制度となるため、財政運営のことを十分勘案し、編成された予算であると思われます。

今後とも、県並びに広域連合との連携を密にし、現行制度の円滑な運営を図るとともに、より一層安定した高齢者医療制度の構築に向け、努力されることを望み、賛成の討論とさせていただきます。

西井議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井議長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第27号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

西井議長 起立多数であります。よって、議第27号は原案のとおり可決されました。

日程第22、議第28号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第28号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井議長 ご異議なしと認めます。よって、議第28号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第23、発議第1号、精神障害者に公共交通機関の運賃割引制度の適用を求める意見書を議題といたします。

本案につき、提案理由の説明を求めます。

3番、川村優子君。

川村議員 ただいま上程を賜りました、発議第1号、精神障害者に公共交通機関の運賃割引制度の適用を求める意見書について、提案理由の説明をさせていただきます。

国の障がい者支援施策においては、身体障がい、知的障がい及び精神障がいの3障がいの一元化が基本方針です。しかし、JRや大手民営鉄道、航空機等の公共交通機関における全国統一の運賃割引制度については、身体障がい者及び知的障がい者は適用になっているものの、精神障がい者は除外されており、障がいの種類による支援の内容に差があります。

精神障害者家族会の全国組織である公益社団法人全国精神保健福祉会連合会の全国調査では、精神障がい者は就労が困難で所得保障も乏しく、経済的負担からデイケアや作業所も利用せず、外出を控えている実態が明らかになっています。平成26年2月には、日本は国連障害者権利条約の締結国となり、平成28年4月には障害者差別解消法が施行されます。国連障害者権利条約第4条は、「障害者に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修

正し、又は廃止するための全ての適当な措置をとること。」「この条約と両立しない、いかなる行為、又は慣行も差し控えること。」を明文化しています。また、障害者差別解消法第1条も、「この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。」と定めています。国連障害者権利条約が締結され、障害者差別解消法が施行されても、なお精神障がい者を障がい福祉サービスや障がい者施策の対象から除外されるならば、精神障がい者の社会参加と平等への切実な願いはついでてしまいます。

よって、国においては、このような状況を踏まえ、精神障がい者も、身体障がい者や知的障がい者と同等に交通運賃割引制度の適用を実現するため、公共交通事業者に対して適切な措置を講じるよう求めるなど、積極的に取り組むよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

説明は以上でございます。議員皆様方のご賛同を賜りますよう、よろしく願いをいたします。

西井議長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、討論、採決まで行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略し、討論、採決まで行うことに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、発議第1号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井議長 ご異議なしと認めます。よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第24、各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、お手元に配付の閉会中継続審査申し出一覧表のとおり、葛城市議会会議規則第111条の規定により、閉会中の継続審査の申出書が提出されま

した。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、一覧表記載事項について、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井議長 ご異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上で本定例会の日程は全て終了いたしました。

議員の皆さん方には3日の開会以来、慎重に審議をいただき、また、格段のご協力によりまして、本日まで議会運営が円滑に進められたことに対し、厚く御礼を申し上げます。

これをもちまして本定例会を閉会するわけですが、各執行機関におかれましては、議員各位から会期中に出された意見や要望を真摯に受けとめられ、平成29年度葛城市政の執行に当たられますよう強く要望いたしますとともに、本市の市政の更なる発展のため、創意工夫を凝らし、市内外に本市の魅力を発信していただきながら、諸施策の実現に向け、引き続き全力を挙げて取り組んでいただきますこともあわせて要望いたしまして、私の閉会の挨拶いたします。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許します。

阿古市長。

阿古市長 閉会に当たりまして、一言御礼を申し上げます。

去る3月3日に開会されました平成29年第1回葛城市議会定例会が、22日間の全日程を終えさせていただき、本日をもちまして閉会の運びとなりました。提案いただきました人事案件や条例改正、また平成29年度予算など、全議案につきまして慎重なるご審議をいただき、いずれも原案どおり同意、可決いただきましたことに対しまして、厚く御礼を申し上げます。

特に、今定例会におきましては、私が市長に就任いたしまして初めての予算でございました。改めまして責任の重大さを痛感いたしているところでございます。会期中に議員の皆様方から頂戴いたしました貴重なご意見やご提言をしっかりと受けとめ、大変厳しい財政の実情を踏まえながらも、職員と一丸となって葛城市の更なる発展のため、鋭意努力してまいり覚悟でございます。議員各位におかれましては、なお一層のご支援とご指導をお願い申し上げます。簡単ではございますが、閉会に当たりまして私のご挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

西井議長 以上で平成29年第1回葛城市議会定例会を閉会いたします。

閉 会 午後1時51分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

議 会 議 長 西 井 覚

議 会 副 議 長 増 田 順 弘

署 名 議 員 岡 本 吉 司

署 名 議 員 吉 村 優 子